

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【会社名】	株式会社きんでん
【英訳名】	K I N D E N C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤田 訓彦
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	大阪市北区本庄東2丁目3番41号
【縦覧に供する場所】	株式会社きんでん 東京本社 (東京都千代田区九段南2丁目1番21号) 京都支店 (京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地(新京都センタービル)) 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号) 奈良支店 (奈良市大安寺6丁目20番8号) 和歌山支店 (和歌山市十一番丁47番地) 滋賀支店 (滋賀県草津市野路東7丁目3番49号) 中部支社 (名古屋市中村区名駅1丁目1番4号(JRセントラルタワーズ)) 中国支社 (広島市西区横川町2丁目13番5号) 九州支社 (福岡市博多区祇園町7番20号(博多祇園センタ-プレイス)) 北海道支社 (札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)) 東北支社 (仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)) 四国支社 (高松市福岡町3丁目4番8号) 横浜支社 (横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号(クイーンズタワーC棟))

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 東京本社並びに京都支店、神戸支店及び奈良支店を除く支店、支社は金融商品取引法の規定による縦覧に供するべき支店ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供するものである。

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 藤田訓彦は、当社の第99期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。